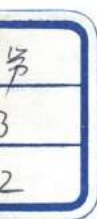


第60回ILO総会決議集 (婦人労働関係)

1975年6月4日～同6月25日

於ジュネーブ



労働省婦人少年局仮訳

目

次

I	婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言 ……	1
II	婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するた めの行動計画 ……………	7
III	雇用及び職業における婦人及び男子の同等の地 位及び機会に関する決議 ……………	16

I. 婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言

国際労働機関総会は

非差別の原則を再確認し、全ての人間が生れながらに自由であり、尊厳と権利において平等であることを主張し、かつ、全ての労働者が性による差別を受けることなく、社会、文化、経済、市民生活及び政治のすべての分野において平等の機会と待遇を受けるためにあらゆる努力がなされるべきであることを宣言している「人権に関する世界宣言」に基づき国際連合及びその専門機関の決議、宣言、盟約、条約及び勧告、特に婦人労働者に対する差別を除去し、機会及び待遇の均等を促進するために作られた国際労働機関の文書に留意し、経済及び社会生活並びに社会開発において男女双方に同等の権利と機会を保障することの特別な重要性を確信し、世界の様々な地域及び諸国において、また、国内の諸地域の間において存在する、大きな経済、社会及び文化の相違とそれが機会と待遇のより一層の均等をどれだけもたらすかの条件となるものであることを認識し、国際連合の諸決議に一致した新国際経済社会秩序の確立が特に開発途上諸国において、婦人のよりよい雇用並びに労働及び生活の条件の保証のために貢献するであろうことを考慮し、外国の統治下や民族隔離政策に服従している国の婦人の状況に特に注意を払うことの必要性を認識し、すべての国の経済における婦人労働者の重要な役割と、家族状況のいかににかかわらず、男性と同等の立場で収入のある仕事につく権利を行使することを可能にし、開発に対する貢献を最大にすることの必要性を認識し、社会と家庭における男性の役割の変化なしには、婦人の地位が変りえないことを認識し、婦人労働者に対する多くの差別が現存しており、それは経済の利益、社会の進歩発展、社会正義、男及び女の基本的な人権及び家庭と社会の福祉に反するものであることに関心を払い、婦人の職業的資格の欠除が、そのような差別の一因であることを確信し、法律及び慣行における婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進し、保証するために、すべての努力が行われるべきであることを確信し、この目標に向っての努力を奨励する上でのILOの重要な責任及び役割とを意識し、開発途上諸国の諸要求とより均衡がとれた、

公正な、経済及び社会の発展のための基礎としての完全雇用の達成の必要性とを認識し、労働の世界における婦人の諸問題は、男性のそれと同じく経済、社会の発展に関する一般的枠組の中においてのみ着手され、解決されるものであることを意識し、实际的な国際的活動の長期計画は、婦人の地位を改善し、すべての部門に対する効果的な参加を増進させるものであることを信じ、そのため、経済生活への婦人の統合に関して、漸進的に達成すべき目標として、いくつかの原則を樹立することを、またそれらの統合が様々の社会的機能についての慎重な計画を前提とするものであることを理解しつつ、希望し、国際婦人年を機会に、この宣言を厳かに公布する。

第 1 条

- (1) すべての労働者にとって、機会及び待遇が均等であるべきである。それらの均等を否定し、あるいは制約する、性に基づくあらゆる形の差別は、容認されず、除去されるべきである。
- (2) 両性間の实际的な均等を目指す、過渡的時期における、積極的な特別の取扱いは、差別とみなされるべきではない。

第 2 条

経済及び社会生活における男女の機会及び待遇の均等を促進するにあたっては、婦人に対する差別の防止に関係のある、国連及び専門機関で採択された国際的決議、宣言、盟約、条約及び勧告に含まれる諸原則に対して十分な配慮が払われるべきである。

第 3 条

婦人が働く権利を、すべての人間にとって奪うことのできない権利として保障するとともに、必要な場合は、婦人が男子と同じ立場で労働力に統合されることを制限する現存する法律、団体協約、慣行又は習慣を変更するためにすべての措置が講じられるべきである。

第 4 条

労働、家庭及び社会生活の場における男女の平等を奨励し、強化するように、世論を教育し、社会的態度や動きを強めるようなすべての措置が講じら

れるべきである。

第5条

- (1) 少年及び少女が、同一の基礎的教育を受けること、第60回総会で採択された人的資源開発に関する勧告に書かれている諸原則にのっとり、同一の形の職業情報、指導に接すること及び全ての職種及び職業のためのすべての形式及び水準の職業訓練を受けることを保証するための措置が講じられるべきである。
- (2) 職業指導及び訓練の機関に対して、少女及び婦人が、情報、指導及び訓練の施設を十分に利用し、従来事実上男子のためにのみ用意されてきた職種を含むすべての職種を自由に選択し、就業することを援助し、奨励すること、を勧奨するための措置が講じられるべきである。
- (3) 訓練過程を修了した少女及び婦人に対し、同様の資格のある少年及び男子と同じ立場での職業配置を保障するための措置が講じられるべきである。この目的を達成するため訓練施設と、公的職業紹介機関との協力がなされるよう最大限の奨励策が講じられるべきである。
- (4) 公的な雇用情報で応募者の性別を条件として書くことを禁止するための措置が講じられるべきである。
- (5) 婦人に対して、男子と同じ基準での継続的な教育や訓練を促進し、特に労働市場から引退している間、及びその後における再訓練の施設を提供するための特別な措置が講じられるべきである。

第6条

- (1) 婦人の働く権利を人間として奪われることのない権利として保障するため必要な、あらゆる措置が講じられるべきである。
- (2) 婦人が男子と同等の立場で労働力に統合されることを促進する見地から、経済の様々の分野や、また様々の部門、職種、職業、様々の水準の技術や責任において、より公正なバランスを奨励するために必要なすべての措置が講じられるべきである。
- (3) 差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年）及び差別待遇（雇用及び職業）勧告（1958年）の諸規定に則り、雇用及び職業に関する性による差別はあるべきでない。

- (4) 婦人労働者に対する配偶関係、年齢又は家庭責任に基づく差別はあるべきでない。
- (5) 農村地域の婦人を含む、婦人の潜在能力、素質、希望及び要求を男子のそれと同じく雇用促進計画及び戦略において、十分考慮に入れることを保証する特別の措置が講じられるべきである。
- (6) 公的部門あるいは私的部門において、婦人に対し最高の地位に同等に昇進することを促進するための積極的な措置が講じられるべきである。
- (7) 可能な限り、仕事や作業場は婦人、男子を問わず、全ての労働者にとって、適当なものとして、設計されるべきである。

第7条

- (1) 婦人労働者は、同一報酬条約（1951年）及び同一報酬勧告（1951年）の規定に基づき、同一価値労働に対して同一報酬を受ける権利を保障されるべきである。
- (2) 婦人が大多数を占める職種においても、婦人に対し、同一価値の労働に対する同一報酬を保障し、職務を遂行するための基本的な性質について十分留意しつつ、その仕事の相対的な価値を評価するための特別な措置が講じられるべきである。
- (3) 男子の賃金水準に比較して、婦人の賃金水準を向上させ、同一の、あるいは類似の資格を持つ、又は同一の、あるいは同等の価値の労働をする婦人が、より低い水準の所得をえている原因を根絶するための特別な措置が講じられるべきである。
- (4) その大部分が婦人である常用的なパートタイム労働に従事する労働者に対し、特に付加的給付に関して均等な待遇を保障するために必要かつ適当な特別の措置が講じられるべきである。

第8条

- (1) 妊娠及び分娩を理由とする婦人労働者に対する差別はあるべきでなく、子を産む婦人は妊娠中及び出産休暇の全期間を通じてそのような事由による解雇から保護されるべきである。彼女らは、既得の権利を失うことなく、その職に復帰する権利を持つべきである。
- (2) 養子を持つ両親は復職の権利や既得の権利を失うことなくその子を育

てるための時間をもつ資格を与えられるべきである。

- (3) 母性は社会的機能であるから、全ての婦人労働者は、母性保護（改正）条約（1951年、第103号）及び母性保護勧告（1951年、第95号）に規定された最低水準に沿って十分な母性保護を受ける資格が与えられるべきであり、その費用は社会保障又は、公的基金あるいは団体協約の方法によって支弁されるべきである。
- (4) すべての夫婦又は個人は、子供の数及びその出産間隔を自由にかつ責任をもって決定する基本的権利を持つとともに、その権利を実行するために必要な情報、教育及び手段を手に入れる権利を有する。

第9条

- (1) 労働における婦人の保護は、全ての労働者の生活及び労働の条件の継続的な向上及び改善のための努力の必須の部分であるべきである。
- (2) 婦人は、その雇用及び職業に固有の危険から、科学的、技術的知識の進歩に照らしつつ、男子と同じ基盤により、同じ保護の水準によって保護されるべきである。
- (3) 再生産という社会的機能の観点から婦人及び男子に悪影響を及ぼす可能性のある作業方法についての調査研究が行われるべきである。
- (4) 再生産という社会的機能から見て、有害であることが証明された仕事に関してのみ、婦人に対する特別の保護を広げる措置がとられるべきであり、それらの措置は、科学的、技術的知識の進歩に照らして、定期的に検討され、講じられるべきである。

第10条

男女労働者の間の機会及び待遇の実質的均等を保障するための社会的下部機構を強化し、地域において特に、保育及び教育に関する援助的なサービスや設備を提供するために、すべての適当な措置が講じられるべきである。それらのサービスと施設は、すべての年令の子供と、その両親の要求に適合するように計画され、公的機関により補助され、運営され、あるいは管理されなければならない。

第11条

社会保障及び退職及び年金に関する規定に関して婦人労働者に対する差別

はあるべきでない。そしてそれらの制度における男女の取扱いの相違は、再検討され、修正されるべきである。

第 12 条

税制が婦人の雇用の障害となっている場合は、税制の再検討が考慮されるべきである。

第 13 条

発展途上諸国における婦人の地位を男子のそれとともに向上させるために、開発に利用されるすべての資源——国内的及び国際的な——を婦人——特に農村地域における——に対して公正に配分すること及び婦人を国際的、国内的及び地域的レベルでの開発計画とその実行に密接に関係させることを保障するための特別な努力がなされるべきである。

第 14 条

労働生活における男女の機会及び待遇の均等は、法制、団体協約または拘束的性格を有する労働契約の方法により保障されるべきである。苦情処理、調停、提訴、法廷への請求のための手続を含む。この原則の強制的適用のための措置が講じられるべきである。

第 15 条

加盟国は、婦人労働者に対するあらゆる形式の差別を防止し、その機会及び待遇の均等を促進し、保証するためのすべての措置に、十分実効が上がるよう使用者及び労働者の団体とともに、国家的行政機構を強化すべきである。

II 婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画

国際労働機関の総会は、

婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するにあたって、障害がまだ存在していることに目を向け、国家、地域、国際レベルで、これらの障害を克服するために、また、雇用、職業、職業訓練、生活と仕事の条件に関し、いかなる差別も受けることなしに、婦人が男子との完全な平等を享受することができるようにするために、継続的な努力がなされねばならないことを考慮し、婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言を採択し、この婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する宣言に述べられた諸原則の適用を確実なものにするために、次の行動計画を採択する。

基 本 方 針

婦人労働者の機会及び待遇の均等の確立を目的としたいかなる行為も、すべて人間（男及び女）は、働くという否定し難い権利をもつという基本原理に基づいて決定されねばならない。

I 国 内 活 動

1 一般政策

加盟国は、教育、訓練、雇用及び職業に関する婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するため、及び、これらの活動を企画し、鼓舞し、評価するため、及びすべてのレベルで機会と待遇の均等に関する政策を適用し、強化するための中心として、婦人の参加を含む三者構成機関を設立するため、国家的開発計画の枠組の中で、特別の活動を行うことを約束すべきである。

2 労働力への婦人の参加

働く権利と自由な雇用及び職業の選択を保障し、特に各国の状況に適応した措置を含め、同等の立場で、且つ、職業生活で差別を受けることなく、労働力への婦人の統合をすすめるための措置が講じられるべきである。

(a) 男性、女性両方にとって、完全雇用を保障するために、経済的、社会

的開発政策をすすめること。性による労働の区別又は配偶関係や年齢による特別の領域における伝統的な雇用の障害を打ち破ることによって、婦人に、すべての雇用の機会を開放すること。

- (b) 性による区別でなく個人の素質、能力及び興味を考慮に入れた助言、訓練及び雇用の政策をすすめること。
- (c) 婦人の、より高い技能水準や職業組織の中でのより責任ある地位への移動のための実際的な機会を奨励し、創り出すこと。
- (d) すべての地域開発計画及び活動の中で、男女双方に対して雇用機会を平等に与えるために、婦人の労働力率及び労働力への参加の性格に関する内在的な地域差を分析し、積極的な措置を講ずること。
- (e) すべての国家的な経済及び社会の開発計画及び活動において、労働生活への婦人の統合に関し、常に適切な注意を払うこと。
- (f) しばしば、差別と排除の犠牲となり、社会的危険におちいる移民の婦人のように特別な困難に遭遇する特殊な範囲の婦人労働者に関し、常に適切な注意を払うこと。
- (g) 過剰人員あるいは解雇の場合、すべての労働者に同じ基準を適用すること。
- (h) 婦人の雇用に関する、労使双方及びその団体、男子、婦人自身及び社会全体の考え方を、より好ましく、かつ積極的なものにすることを含め配偶関係や年齢の如何にかかわらず、(雇用の最低年齢に関する条約及び勧告の規定を考慮に入れつつ)、婦人の雇用に対する考え方の変化を促進すること。
- (i) 労働力及び国家開発への十分な参加を促進するため、農村地域の婦人労働者にもっと注意を払うこと。

3 職業指導及び訓練

1975年の人的資源開発に関する勧告で述べられた次のような原則に一致させるため、職業指導及び訓練に関して、少女及び婦人の機会の均等が促進されなければならない。

VIII 職業訓練及び雇用における機会の均等の促進

54 (1) 少女及び婦人の雇用及び社会全体における機会均等を促進する措置がとられるべきである。

(2) これらの措置は、婦人の雇用状況を改善するため政府によってとられる他の経済的、社会的及び文化的措置の一環を構成すべきであり、可能な限り、次のものを含むべきである。

(a) 一般大衆、特に両親、教師、職業指導及び職業訓練職員、雇用その他社会的施設の職員、使用者並びに労働者に対し、婦人及び男子が社会及び経済において均等な役割を果たすよう奨励すること及び男性と女性の家庭及び職業生活における仕事に関する伝統的な傾向を変えることの必要性について教育すること。

(b) 少女及び婦人に対し、少年及び男子に対すると同様の範囲の教育、職業訓練及び雇用機会を提供し、及びこれらの者に対し、そのような機会を十分に利用するように奨励すること。また、そうするために必要な条件を創り出すこと。

(c) 国際労働条約及び勧告の規定に従い、すべての教育体系及び伝統的に少年及び男子にのみ確保されてきた職業を含むすべてのタイプの職業のための訓練への少女及び婦人の機会均等を促進すること。

(d) 少女及び婦人の個々の発展、より高い技能水準での雇用と責任あるポストへの昇進を保証するための向上訓練を促進すること。少年及び男子と同じ教育及び職業訓練の資格を有する少女及び婦人に対して、作業経験を拡大して行く機会を、少年及び男子と同等に与えるよう使用者に勧奨すること。

(e) 家庭責任を有する少女及び婦人に通常の職業訓練への機会を与えるため、様々な年齢の子供のために、できる限り通園保育所及び他の諸施設を提供し、同時に、例えば、パートタイム形式や通信方式によって、再訓練方式或いはマスメディアを用いたプログラムによる職業訓練計画という特別な措置を講ずること。

(f) 初めて雇用に就くことを希望し、又は比較的長期間の不就業を経て、再び雇用に就くことを希望している高年齢婦人のための特別の

職業訓練計画を提供すること。

5 5 この勧告の5 4 (2)の(e)、(f)に述べられている職業訓練計画は同じような問題をもつ男性にも適用されるべきである。

5 6 職業訓練と雇用における男女の機会均等を促進するための措置を実施する中で、1 9 6 4 年の雇用政策条約、勧告に注意を払うべきである。

4 雇用及び職業に関する機会及び待遇の均等の促進

次のようなすべての必要な措置が講じられるべきである。

(a) 1 9 5 1 年の同一報酬条約（第1 0 0 号）及び1 9 5 8 年の差別待遇（雇用及び職業）条約（第1 1 1 号）その他のILOの性差別に関連するすべての条約を批准すること。

労働者及び使用者の団体は、労働協約その他の協定の方法により、これらの文書の規定が十分に実現されることを助けなければならない。

(b) 社会活動及び経済活動のすべての分野において、また、技術や責任のすべての水準において、婦人に対するすべての形の差別を排除すること。

(c) 社会活動及び経済活動のすべての分野において、幅限ある職に婦人が就くことや在職訓練を受けることを保証すること。

(d) 特に政府の活動を通じて婦人労働者の機会の均等に関する立法と、公的管理の下にある機関の設立を含め、婦人の機会均等を促進すること。そして、すべての分野、特に公的支配に属する全部門で無差別の原則を厳格に適用すること。

(e) 婦人——特に既婚婦人及び家庭責任を持つ婦人——の雇用に対して、マスメディアや学校を通して行い教育及び奨励活動によって、もっと好意的な社会的風潮をつくり出すこと。

(f) 婦人が働く権利は、経済状況やその他諸々の条件に左右されるものではなく、それ故、家庭に対する社会的措置は差別なく、いつでも適用され、婦人が経済生活に参加することは、何ら支障をきたすものではないということを保証すること。

5 社会保障

社会保障制度の中での婦人に対する全ての差別的取扱い 特に手当の支給に関して を排除するための措置、及び社会保障の資格に関して家庭の長及び独身者の地位に関する再検討の措置が講じられるべきである。

6 保護法の再検討

今日の科学的知識と技術の進歩に照らして、婦人に関するすべての保護法を再検討し、或いは、これらの法制を国内の状況に応じて修正、補完、男女すべての労働者への適用拡大、現状維持又は撤廃するなどの措置がとられるべきである。

これらの措置は、生活水準の改善を目指すためのものである。

7 母性保護の権利

すべての必要な措置が採用されるべきである。

- (a) 科学的知識及び技術の進歩に照らして、母性保護の範囲の拡大と水準の向上を行うこと。これらの費用は、社会保障又はその他の公的基金により、あるいは団体協約の手段によりまかなわれるべきだと理解されている。
- (b) すべての夫婦と個人が、その子供の数と出産の間隔を自由に、責任をもって決定する基本的権利を実行するために必要な情報、教育及び手段に近づくことを保障すること。
- (c) 労働者が雇用と、十分に守られているその雇用から生じているすべての権利とを放棄することなく、出産休暇のあと、適当な期間、休暇をとれるようにすること。

8 社会的下部組織の充実

- (1) 婦人が家庭の外で差別を受けることなく労働する権利を十分効果的な形で実行するため、1965年の雇用（家庭責任を有する婦人）勧告（第123号）で規定されている方針に沿った措置が講じられるべきである。

特に、

- (a) 労働生活を可能な限り、労働者の必要に応じたものに改めること。
 - (b) 労働者のすべての年齢の子供及び他の扶養家族の必要に応じたサービスと施設を、出身地の如何にかかわりなく、その子供から引き離されないという、移民の母親の必要を、特に考慮して、開発すること。
 - (c) 家庭と労働責任を調和的に果たすことに便宜を与えるため、すべての労働者（男及び女）に、情報、援助、地域サービス、社会的援助を与えること。
 - (d) 家庭内の雑用の減少
- (2) 育児を含む家庭内の仕事を家族の構成員の中でもっと公平に配分することを奨励するために必要でかつ適当な教育的、奨励的な措置が講じられるべきである。
- (3) 家庭の仕事と労働との調和的達成に便宜を与え、婦人労働者の機会及び待遇の実質的均等を促進するために、国内の諸条件が許す場合はすべての労働者のフレックスタイム制及び日々の労働時間の短縮の問題に特別な注意が払われるべきである。

9 婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行政的整備
必要かつ適当な措置が講じられるべきである。すなわち、

- (a) 婦人の経済的、社会的な面での機会及び待遇の均等を促進することを目的とする活動を管理するための婦人労働者の地位に関する国家的な三者構成の委員会を設立すること。
- (b) 婦人労働者の地位に関する国家的委員会の事務局としても機能しうる中央機関あるいは適当な行政機構を設立すること。このような機関又は機構は、婦人労働者の機会及び待遇の均等に関する調査、統計、計画、及び活動を推進し、調整するとともに、婦人の職業生活への準備及び労働力への統合に関連する知識及び情報を広め、さらに使用者及び労働者の団体と組織的に協議する機能を果たすべきである。

10 国内的、地域的及び国際的機関への婦人の効果的参加

- (1) すべての国家的意志決定機関、政府委員会、諮問委員会、評議会、会議及びすべての適当な国、地域及び自治体の機関への婦人の効果的な参加が保障されるべきである。
- (2) ILO 総会及びILO 地域会議又はILO 及び他の政府間の機関が主催する国内的、地域的及び国際的の会合に男子と同じ基盤により、かつ同じ基準で、婦人が代表として考慮され、指名されることを保障するための措置が講じられるべきである。

11 一般的措置

婦人労働者の機会及び待遇の完全な均等を確保するために次のような措置が講じられるべきである。

- (a) 教育、訓練、雇用及び職業に関して、すべての労働者の機会及び待遇の均等を達成すること。
- (b) まだ根強く残っている仕事、家庭及び社会における男女の役割分担に関する伝統的な態度を変えること。

II ILO の活動

1 地域活動

婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進する観点から、地域レベルでのILOの活動を強化するために、特に次のような措置がとられ、又は考慮されるべきである。

- (a) 婦人労働者の機会及び待遇の均等の問題を、地域諮問委員会及び地域会議の将来の会期での議題とすること。
- (b) 経済的、社会的及び文化的生活における婦人の進歩及び婦人労働者の機会及び待遇の均等の促進のための地域的、国家的活動計画を創始する、婦人労働者の地位に関する地域委員会の可能性を研究すること及びこれらの計画が効果的に実施されること及びILOが、婦人にとって重大な問題に関して国連の他の機関や民間の組織（特に使用者及び労働者の団体）と地域レベルで密接に協力することを可能にするためにILOの地

域下部機構を強化すること。

- (c) 様々な文化的、経済的様式の中での婦人の雇用に対する圧迫と、これらを緩和し、又は除去するために可能な手段について、他の団体との協力のもとに徹底的な研究をすすめること。
- (d) 様々な地域で、ILO自身で、又は世界雇用計画又は技術協力によって国連の他の機関との協力の下に行われるILOの活動が、開発に対する婦人の有効な参加を促進することを確保すること。これらの活動が婦人に対する差別を永久化し、維持し、あるいは強化することのないようにし、また、国際労働基準、特に第100号、第103号及び第111号条約を実施するための注意がなされるべきである。

2 国際的活動

- (1) 次のことを可能にするために必要な措置が講じられるべきである。
 - (a) 必要であれば婦人の雇用に関係のあるILOの諸基準、特に第100号条約、第111号条約及び全ての保護的文書を含む関係文書について、それらの規定がその採択以後に得られた経験にてらし、依然として適当なものであるかどうかを判断し、科学、技術の知識によってそれらを常に現状に即したものとするために適宜再検討し修正すること。
 - (b) 現行の基準の及ばない領域の、性に基づく差別に関する新しい基準と、實際上あるいは法律上の平等の積極的促進のための措置を開発すること。
- (2) 婦人の雇用及び条件に及ぼす技術進歩の影響に関する諸問題及び家族の世話、家族計画その他の社会的条件に関連する諸問題を含む婦人に特別に関係のある諸問題に関する調査活動に着手し強化するための処置がとられるべきである。発展途上国の農村地域に関しては、婦人の雇用や生活の条件に直接関係のある貧困や文盲、技術の欠除の問題及び家族の世話、家族計画その他の社会的条件の問題に関する調査活動が着手されるべきである。
- (3) 産業別労働委員会及び類似の機関は、もっと多くの婦人の専門家を活用するとともに、当該産業における婦人の地位及び問題をもっと考慮し、

また特に婦人労働者の多い経済分野からもっと多くの婦人代表者を参加させることを促進するよう要請されるべきである。

- (4) 「第2次開発の10年」の終り及び「第3次の10年」の始めにおいて、変化する社会における婦人の役割と地位について再検討するために、たとえば婦人労働者の機会及び待遇の、より大きな実質的均等に向っての進歩の度合いを評価し、この目的のためのより以上の活動を計画するための、1980年の総会での討議などの措置が講じられるべきである。
- (5) ILO事務局自身が自らの組織において婦人に対する差別を除去し、すべてのポストで婦人が同等の機会を得られるような実例を示すための措置を講じるべきである。さらに、ILO事務局の各部局は、働く婦人の問題をもっと綿密に調査し、婦人の機会と待遇の均等を促進し、雇用、訓練、労使関係、労働法制及び労働行政、社会保障及び関連する問題を含めて、ILOの扱うすべての側面及びすべての分野で、婦人労働者の必要としていることに対して、当然の注意を払う責任を負うべきである。ILOは又さきに述べた分野及びその他の分野で、婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するために、現在の三者構成機構を再構成し、活用するべきである。
- (c) ILOは、他の機関及び関係諸国の専門家との連携の下に、婦人労働者の地位について検討し、経済及び社会生活に対する婦人の貢献の総計を評価するため、先進国と発展途上国両方の女子及び男子に関する統計その他のデータを収集し、分析するべきである。

Ⅲ 雇用及び職業における婦人及び男子の同等の地位及び機会に関する決議

国際労働機関の総会は、

国際婦人年終了後においても、雇用及び職業における、婦人及び男子の地位及び機会の均等と婦人及び男子の双方にとってのより良い労働環境に向けての進歩を達成するために、ILOが活動を続ける必要があることを考慮し、

1 ILO理事会に対し、事務総長に次のことを指示するよう要請する。

- (a) 同一報酬条約（1951年 第100号）及び差別待遇（雇用及び職業）条約（1958年 第111号）の規定を補足するため雇用及び職業における婦人及び男子の平等の機会及び平等の待遇に関する新しい国際文書の必要性を検討すること。
- (b) 婦人に対する、また場合によっては男子に対する特別の保護に関係する事項について、抜本的な、かつ科学的に巾広い研究を進めること。

2 理事会に対し、次のことを要請する。

- (a) 母性保護条約（1919年 第3号）、母性保護（改正）条約（1952年 第103号）及び社会保障（最低基準）条約（1952年 第102号）の第8章に関して、これらの条約の規定が今日の母性保護の権利に関する概念にてらして適当なものであるかどうかを評価するため、憲章第19条に基づき、各加盟国からの報告を求めること。
- (b) 憲章第19条に基づく、1977年現在の加盟国の、雇用（家庭責任を有する婦人）勧告（1965年 第123号）に関する報告を基礎として、家庭責任を持つ労働者の問題を、新しい文書を採用することを目的として、ILO総会のなるべく早い会期の議題にすること。

